

八頭町老人クラブ連合会郡家支部表彰規程

(目的)

第1条 八頭町老人クラブ連合会の表彰規程に則る表彰の外、郡家支部で行う表彰又は感謝に関する事項を定める。

(表彰、感謝の方法)

第2条 表彰は表彰状又は感謝状に記念品を添えて贈り、その功績を顕彰するものとする。

(表彰、感謝の対象)

第3条 表彰、感謝の対象は次のとおりとする。

1. 表彰

- (1) 郡家支部の役職員及び単位老人クラブ会長
- (2) 個人及び団体

2. 感謝

- (1) 郡家支部老人クラブ関係者
- (2) 郡家支部の育成・強化に貢献したもの

(表彰、感謝の資格)

第4条 表彰、感謝の資格は次のとおりとする。

1. 郡家支部の役職員及び単位老人クラブ会長で、在任期間が6年以上(在任期間が中断されている場合は、在任期間を通算する)あり、功績顕著なもの。
2. 郡家支部老人クラブ関係者で、6年以上老人クラブの育成指導にあたり功績顕著なもの。
3. 活動状況が特に優秀であり、かつ他の模範となる個人及び団体。

(表彰から除外されるもの)

第5条 第4条の規程に該当するものであっても、老人クラブの育成指導の功績により、国、県、町において表彰を受けたもの。

(候補者の推薦)

第6条 代議員は、この規程に定める表彰又は感謝に該当すると認められるものを郡家支部長に推薦するものとする。(様式別紙 略)

ただし、第 3 条の 1 の(1)に該当する候補者については郡家支部長が推薦する。

(表彰者の決定)

第7条 郡家支部長が推薦書を取りまとめ、理事会の審査を経て表彰者を決定する。

附則

1. この規程は平成 18 年 6 月 9 日から施行する。
2. この規定は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。